

回 覧

■鬼石振興課からのお知らせ■

限度額適用認定証と

お忘れでは
ありませんか？

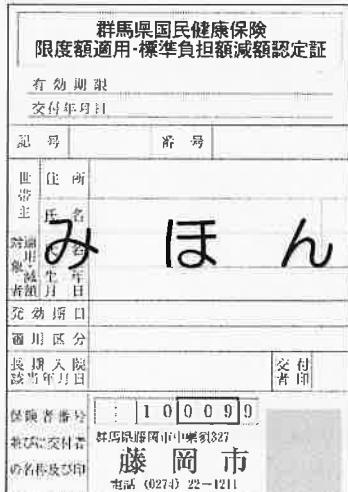
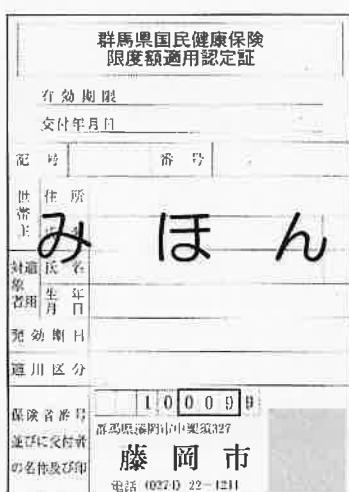
限度額適用・標準負担額減額認定証の更新のごあんない

国民健康保険の 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の

有効期限は 7 月 31 日までです。

引き続き利用する場合は、8 月以降に再度申請が必要になります。

①保険証（認定証をお持ちの方のもの）と ②運転免許証等本人確認書類
(窓口に来る方のもの) を持ってお越しください。



※後期高齢者医療制度に加入の方は、前年度に交付を受けていると新しい保険証に
同封し郵送されます。ただし、交付の対象でなくなった場合は郵送されません。

※他の健康保険に加入の方は、加入している健康保険にお尋ねください。

※前年度の世帯の所得などによって、交付の対象でなくなることがあります。

問い合わせ：鬼石総合支所 鬼石振興課 鬼石住民係

電話番号：0274-52-3111 (支所代表番号)